# 請　書

1　契約の目的　庁用品（以下「物品」という。）の購入
2　品目及び規格等　別添１「品目別単価表」及び別添２「仕様書」のとおり
3　契約単価　別添１のとおり
　　課税事業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　別添１のとおり）
4　契約期間　令和８年11月10日から令和９年３月31日まで
5　納入数量　貴職が発注する都度指定する数量
6　納入場所　横浜市鶴見区鶴見中央４－33－９　鶴見警察署地下１階倉庫
7　契約保証金　神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第５号）第28条第６号により免除願います。

上記、物品納入について、次の事項を遵守の上お請けいたします。

（検査）

第１　当方は、貴職の発注ごとに、その都度指定する納入期限までに品質良好な物品を納品書とともに納入し検査を受け、検査に合格したものについて引渡しをします。

また、貴職の検査の結果、不良品があるときは、当方は、当該物品を遅滞なく引き取り、貴職の指定する期日までに良品を納入します。

（契約代金の受領）

第２　代金は、貴職の検査完了後、当方が１か月分を取りまとめて請求するものとし、この金額に１円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとします。

代金は、当方の発行する適法な請求書が受理された日から30日以内（以下「約定期間」という。）に神奈川県指定金融機関株式会社横浜銀行県庁支店で支払を受けます。

なお、約定期間内に当方が契約金額を受領しないとき又は天災地変等やむを得ない事由により貴職の支払が遅れたときは、貴職に対して遅延利息の請求はしません。

（履行遅滞）

第３　当方が納入期限までに物品を納入しないときは、その期限の翌日から起算して遅滞日数に応じ、遅延した物品数量に契約単価を乗じて計算した額に対し、神奈川県財務規則第33条第１項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した違約金を、代金支払の際に控除されても異議はありません。ただし、その責めが天災地変等のやむを得ない事由又は貴職に起因するときは免除願います。なお、違約金及び遅延利息の計算に用いる率は、当該遅滞が発生した日に適用されている率とします。

（権利義務の譲渡）

第４　当方は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することはしません。ただし、あらかじめ貴職の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではありません。